

令和5年度電気自動車用充電器等設置費補助金 申請の手引き

1. 交付申請手続きに必要な書類

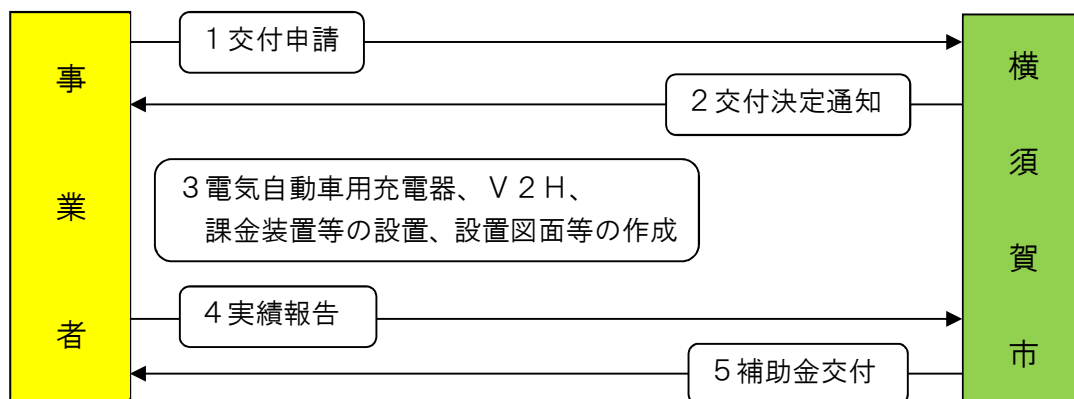
No.	項目
1	電気自動車用充電器等設置費補助金等交付申請書
2	事業計画書
3	補助金申請算出根拠
4	【法人の場合】登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の原本 ※リースの場合は申請者と使用者の両方が必要 ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
5	【個人事業主の場合】住民票の原本
6	【個人事業主の場合】 直近の確定申告書Bの写し又はそれに代わる証明（個人事業の開業届出書写し）
7	【申請者又は使用者が法人格のないマンション管理組合の場合】 現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）
8	充電器等設置に係る見積書の写し
9	設置場所の位置図（任意様式）
10	工事図面（任意様式）
11	市税の納付を証する書類 ※リースの場合は、申請者と使用者の両方が必要です（横須賀市役所本庁舎1号館2階資産税課で発行）。 ※市が市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができます（リースの場合は使用者から市が納付確認することについての承諾書の提出が必要です）。

12	【法人及び法人格をもつマンション管理組合に限る】暴力団排除に関する宣誓書兼同意書 ※リースの場合は申請者と使用者の両方が必要です。 ※個人事業者及び法人格のないマンション管理組合の場合は交付申請書欄に、生年月日・性別の記載をしていただくことで当該書類に代えます。
13	【共同住宅敷地内に設置する場合】 建築確認通知書、建築確認済証等で共同住宅であることが明記されている書類
14	【リースの場合】貸与料金算定根拠明細書
15	【一般利用できない充電器を事業所等に設置する場合の場合】 横須賀次世代自動車普及に関する先進事業者等認定証の写し

※分譲マンションの管理組合がマンション敷地内に充電器等を設置する場合の、設置図面等作成の区分で申請する場合は、「2 事業計画書」「3 補助金申請算出根拠」「9 設置場所の位置図」「10 工事図面」「14 貸与料金算定根拠明細書」の提出は不要です。

2. 事務の流れ

※事前（設置工事の着工前）に補助交付申請を行う必要があります。



*横須賀市暴力団排除条例に基づき、神奈川県警察本部への照会が必要となるため、交付決定まで時間を要する場合があります。

3. 書類提出先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市経営企画部都市戦略課
TEL : 046-822-8524 FAX : 046-822-9285
MAIL : zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp
(必ず書類提出前に上記連絡先へご相談ください)